

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	栃木県下野市		
計画期間 実施期間	H21～H25 H21～H22	総事業費(交付金)	607,635千円(303,817千円)

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	適	平成17年度道路交通センサスを基に立寄率、乗車人数、近隣の同類施設における利用者アンケート等を踏まえ算定し、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の定める交流人口の増加(5,547千人、58.96%増)を目標としており、同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているものである。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	適	下野市議会において議決された下野市総合計画の基本構想・前期基本計画で位置付けられた事業(平成20年度～平成27年度)であり、施策と整合のとれた事業である。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	適	市議会議員、農業者団体等の委員で構成される農業振興協議会において承認を得ている。また、地域農業組織(江川・五千石地区営農部会、JA宇都宮)へも事業説明会を行い、地域住民との合意形成は図られている。また、市内の農業者並びに商工業者等の個人・法人を問わず幅広く(参画を促進するため、概要説明会等を実施している。
事業の推進体制は確立されているか	適	事業推進のため、農協、商工会、農業者、公募による一般市民などを委員とする道の駅建設協議会や国や県などの関係機関、市幹部により構成される道の駅建設計画策定委員会を設置するとともに、中核となる第三セクター設立準備委員会を設置している。また、直売用の農産物の生産については、JA県普及指導機関等による指導チームを設置し生産者の掘り起こしや適正な生産指導を行うと共に、出荷者部会などを発足させる予定である。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	適	活性化計画の目標である都市農村交流人口の増加を図るため、新たに地域振興交流施設を整備し、農産物や加工品の販売、イベントの開催、施設周辺の体験農園などにおける農産物栽培体験等、交流人口増加を促進させるための事業内容としており、整合性は確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	適	計画期間は平成21年度から平成25年度の5年間である。実施期間の平成21、22年度で施設を整備し、併せてブランド開発等を行い、残り3年間において目的達成のための体験農園等の連携補完施設等の整備やイベントの開催により都市農村交流人口の増加を目指す。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	適	交付金要望額303,817千円は、交付限度額(事業費607,635千円×交付率1/2=303,817千円)以内の額となっている。

2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	適	今回、新規に取組む事業である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか		増改築等若しくは古材を利用した施設整備は行わない。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	適	整備施設の減価償却資産の耐用年数に関する省令別表における処分制限年数は次のとおり5年以上である。 農産物直売施設34年、農産物加工施設34年、農産物加工機械8年、食料供給施設34年、厨房設備8年、什器・備品8年
事業による効果の発現は確実に見込めるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき適切に算出した。

項目	チェック欄	判断根拠
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	適	算定結果は、投資効果率1.13となっている。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容は実施要領別表1(事業ごとの実施要件)に示されている地域間交流拠点の整備(法第5条第2項第3号八)で事業は地域資源活用総合交流促進施設事業、事業メニューは38-2受入機能強化施設である。また、事業実施主体も実施要領別表2(要件類別)に示されるとおり市が実施する。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	適	下野市が事業実施主体であるため、個人に対する交付ではない。また、条例を整備して設置及び管理するものであるため、目的外使用の恐れはない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	適	平成15年～平成19年観光客入込数・宿泊数推定調査結果報告書を根拠とし、計画期間前交流人口は3,489千人で、今後も同程度の交流人口が見込まれ、計画期間内の交流人口については、5,547千人を見込んでおり、増加率は58.96%である。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	適	近隣市町の類似施設として、道の駅「思川」、道の駅「にのみや」があり、各施設の賦存状況と利用状況を調査し、検討を重ねた計画としている。また、近隣の観光施設である「元気アップ村」などの観光温泉等施設等についての利用状況等を調査検討し適正な利用計画としている。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	適	新4号国道を通過する都市住民や近隣住民などが利用者の中心と予想されるため、近隣市町の各類似施設の利用者にアンケート調査を行い、利用対象者・利用形態等を検討した計画としている。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	適	施設規模については、通過交通量、立寄率等の検討と近隣の同施設の調査や農産物の出荷調査を行い適正な規模としている。施設の設置位置については新4号国道及び県道笹原二宮線と隣接した利便性と恵まれた自然環境を考慮した場所を選定した。また、本施設を拠点としてその周辺に情報発信施設、特産品体験学習施設、イベント施設等の整備や地域生産組織等の連携を図るなど、当該施設の利用環境が検討されている。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	基本設計を行う委託業者の積算については、建設単価等との比較、さらには他業者への照会などにより適正さを審査している。また、周辺市町村の類似施設の仕様や設計、コストとの比較を行い、ほぼ同等の積算となっている。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	基本設計・実施設計は、コストも含めたプロポーザル方式で業者選定を行い、実施設計において厨房・加工・什器・電気・機械設備等、見積より最低価格を採用し、コスト軽減を図っている。また、盛土材についても他事業発生土の利用等を検討し、経費節減を図る。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	適	付帯施設として、直売所・加工所・食材供給施設の倉庫、トイレ、厨房を対象とし、必要最小限のものである。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	適	備品として厨房機器、什器等を交付金で整備するが、業務用のものを据え付ける形で整備する予定であるため、施設外へ運び出しが容易でないため汎用性が高いものではない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設定目的から勘案して適正か	適	交通量の多い新4号国道及び県道笹原二宮線沿いで利便性が良く、また、豊かな田園地帯が広がる農村地域であり、都市農村交流を促進の利点を備えている。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	適	県管営体育成基盤整備事業実施地区(江川五千石地区)から平成21年度に創設非農用地を買収することとしている。平成21年2月に県、市、土地改良区、三者による覚書を締結し、平成21年5月に予定している協定書の締結が事実上の売買契約書となる。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	市負担分については、外部有識者等も含まれる道の駅建設協議会において十分な検討を行っており、その内容については市議会においても承認されている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	適	施設の維持管理については、下野市において施設設置管理条例を制定し、指定管理者となる第三セクターが適正に維持・管理・更新を行う。また、維持管理更新等に係る経費については収支計画に盛り込んでいる。
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか、また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	適	収入は手数料、商品売上金等231百万円で、支出が人件費、施設使用料、光熱水費等で197百万円であると見込んでおり、経営診断士により経営診断を受け、適正との結果を得ている。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	適	国庫補助金の対象部分(直売施設・物産施設・加工施設・食材供給施設・駐車場96台分)と対象とならない施設(体験室・学習室等)の共用部分(基礎工事、屋根など)については、専有部分面積により適正に按分する。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。